防経装第４６２６号
２５．３．２９
一部改正　防官文（事）第１８号
２７．１０．　１

経理装備局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長　殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官
（公印省略）

作業効率化促進制度について（通達）

今般、契約制度研究会において、同種契約の継続的な受注を可能とすることにより契約企業の作業効率化に対する一層の取組みを促す観点から、作業効率化促進制度の適用を受ける契約について、事後の契約を随意的な契約とすることが検討されたことを踏まえ、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図るため平成１６年から試行的に実施している作業効率化促進制度について、平成２５年４月１日から別紙のとおり実施することとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、作業効率化促進制度の試行について（防経装第４８２４号。２４．４．６）は、平成２５年３月３１日をもって廃止する。現に同通達又は作業効率化促進制度の試行について（防管装第１０３００号。１６．１２．２４）に基づく作業効率化促進制度が適用されている装備品等及び役務に関する契約については、この通達に特別の規定のあるものを除き、なお従前の例によるものとする。

添付書類：別紙

別紙

作業効率化促進制度について

１　趣旨

この通達は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図るため、防衛装備庁が行う作業効率化促進制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

２　用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 契約担当官等　会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の３に規定する契約担当官等をいう。

(2) 原価計算方式　調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号。以下「予定価格訓令」という。）第２条第８号に規定する方式をいう。

(3) 予定価格　予定価格訓令第２条第３号に規定する価格をいう。

(4) 装備品等　防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）第４条第１３号に規定する装備品等をいう。

(5) 作業効率化促進制度　原価計算方式により予定価格を算定して装備品等に関する製造請負若しくは試作研究請負契約又は役務に関する請負契約を締結している契約の相手方（下請負企業を含む。）の作業現場における作業又は特定の装備品等に係る作業に関し、契約担当官等及び契約の相手方が共同して、作業効率及び作業者、設備等の生産資源の活用率を向上するための実態調査・分析を行い、現状の設備、工程等を大幅に変更することなく作業の効率化の方法を探求し、これにより得られた成果を事後の契約に反映させることにより、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減の資とする一連の取組をいう。

(6) 計算価格　予定価格訓令第２条第４号に規定する価格をいう。

３　作業効率化促進制度の適用

(1) 契約担当官等は、作業効率化促進制度について、契約の相手方に対し周知を図る。

(2) 契約担当官等は、作業効率化促進制度の対象となる装備品等及び役務に関する契約について、同制度の適用を契約の相手方に対し申し入れるほか、同制度の適用を自ら申し出る契約の相手方を募集するものとする。この際、同制度の利用を促進する観点から、契約の相手方が同制度の適用を自ら申し出て、同制度の適用が決定された場合におけるその適用が決定された日の属する年度の次の年度（次号において「適用決定日の次年度」という。）以降５年度を限度とした期間に締結される当該装備品等及び役務に関する契約（作業効率等の実態調査・分析の結果に基づき、契

約担当官等及び契約の相手方が作業の効率化により低減されると見込まれる工数を確認するまでに締結された契約を除く。）については、当該作業の効率化により低減されると見込まれる工数を考慮して算定した計算価格に、当該工数の原則として５０パーセント相当の工数に基づき計算した額を加算した価格を契約の金額の算定の基礎とするものとする。

(3) 作業効率化促進制度の試行について（防経装第４８２４号。２４．４．６）又は作業効率化促進制度の試行について（防管装第１０３００号。１６．１２．２４）に基づく作業効率化促進制度（以下単に「旧制度」という。）の適用を受けた装備品等及び役務に関する契約について、その相手方が平成２５年４月１日以降にこの通達に基づく作業効率化促進制度の適用を申し出た場合には、旧制度の適用決定日の次年度以降５年度を限度とした期間に締結される当該装備品等及び役務に関する契約に限り、この通達に基づく作業効率化促進制度を適用できるものとする。この際、作業の効率化により低減されると見込まれることが確認された工数を考慮して算定した計算価格に、当該工数の原則として５０パーセント相当の工数に基づき計算した額を加算した価格を当該契約の金額の算定の基礎とするものとする。

(4) 契約担当官等は、毎年度、作業効率化促進制度基本計画書を作成し、当該計画書に基づき作業効率化促進制度を運用するとともに、その結果を防衛装備庁長官に報告するものとする。

４　作業効率化促進制度の適用を受ける契約の取扱い

(1) 作業効率化促進制度の適用は、契約の相手方に対して、事後の契約の締結を保証するものではない。

(2) 前項第２号の規定により契約担当官等から作業効率化促進制度の適用を申し入れる場合の対象となる契約は、随意契約により締結するものとする。

(3) 前項第２号の規定により契約の相手方が自ら作業効率化促進制度の適用を申し出る場合の対象となる契約は、随意契約により締結するものであることを要しない。

(4) 前項第２号後段に規定する契約が、次のいずれかに該当する場合であって、別に防衛装備庁長官が定める方法により契約担当官等が新規参入を募る公示を行ったにもかかわらず新規参入者が確認されなかったときは、当該契約を随意契約により契約することができる。

ア　対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、契約担当官等が過去５年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、契約の相手方以外の者による応札又は応募がなく、かつ、契約担当官等による業態調査によっても、引き続き当該相手方以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合

イ　契約の相手方が、作業効率化促進制度の適用が終了するまでに、作業の効率化を行う前の契約の金額から２０パーセントを超える割合となる価格の低減に相当する工数の低減を行うことを約束した場合

５　その他

(1) この通達は、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号）第３条に規定する中央調達について適用する。

(2) この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な基本的事項は、防衛装備庁長官が定めるものとする。

(3) 前号に定めるもののほか、この通達の実施に関し中央調達において必要な事項は、防衛装備庁長官が定める。